

(宛先) 上越市長

住 所

事業所名

代表者名

上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務公募型プロポーザル参加申込書

標記の業務について、公募型プロポーザルの参加を申込みます。

また、以下の事項に相違ないことを誓います。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。
- (6) 上越市物品入札参加資格者名簿に登載された（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）事業所であること。
- (7) オンライン診療に係る医療制度を熟知するなど、本業務を適切に履行できる者であること。
- (8) オンライン診療に従事する医師及び看護師を確保できること。
- (9) 上越休日・夜間診療所における、同診療所主体のオンライン診療の導入を支援・運営できること。
- (10) 本プロポーザルにおける提出資料及び情報について、市が情報提供や情報公開を行う場合には、別紙 4 のとおり「個人情報」及び「法人等の正当な利益を害するおそれのある情報であると市が判断した情報」を除き、原則公開することに同意する者であること。（情報公開時には、非選定業者を含め、業者名は公開となります。）

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-Mail